

宮城県自然環境保全審議会

日時：平成28年10月28日（金）

午前10時30分から正午まで

場所：行政庁舎9階 第一議室

【次第】

1 開会

2 挨拶

3 議事

（1）自然環境保全審議会会長の決定について

（2）会長による副会長の指名、各部会に属する委員及び専門委員の指名、各部会長及び
代理者の指名

4 報告

（1）特定鳥獣管理計画の改定について

（2）自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況について

（3）その他

5 その他

6 閉会

配布資料

資料1 自然環境保全審議会条例

資料2 第12次宮城県鳥獣保護管理計画策定スケジュール

資料3 特定鳥獣管理計画の改定

資料4 自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況一覧

参考資料 宮城県自然環境保全審議会の概要

宮城県自然環境保全審議会審議事項一覧

宮城県自然環境保全審議会等の過去7年間の審議事項

1 開会

【事務局から開会を宣言】

2 挨拶（環境生活部 渡部次長）

3 議事

【事務局から、配布資料の確認の後、出席者数（構成員23人中欠席9人、過半数出席により、当審議会条例第6条第2項の規定により、有効に成立）の了承を得る。】

【続いて、会議の公開・非公開について報告】

平成12年3月21日に開催されました当審議会において審議された結果、当審議会については公開、各部会の審議結果報告については内容によって一部を非公開とすることとなっております。

よって、本日の議事につきましては公開となります、温泉部会からの報告につきましては、法人及び個人の事業に関する情報が含まれていることから非公開となります。

司会：それでは、次第3の議事に入ります。

はじめに、（1）当審議会の会長の選出をお願いしたいと存じますが、会長が決まるまでの間、土屋範芳委員に仮議長をお願いしたいと存じますが、委員の皆様御承認いただけますでしょうか。

各委員：異議なし

司会：それでは、土屋委員よろしくお願ひいたします。

土屋委員：土屋と申します。しばらくの間仮議長を務めさせていただきます。

会長の選出につきましては、当審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選により選出されることとなっております。どなたか御推薦等ありませんか。

早坂委員：西村委員を御推薦申し上げたいと思います。

土屋委員：ただいま、早坂委員から西村委員を会長に推薦する旨の御発言がありました、御意見はございませんでしょうか。

各委員：異議なし

土屋委員：「異議なし」ということでございますので、当審議会の会長は、西村委員にお願

いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。以上をもちまして、議長を交代させていただきます。

司会：土屋委員ありがとうございました。それでは、西村会長には会長席に御移動願います。ただいま会長に選出されました西村会長に、一言、御挨拶をいただきたいと存じますので、よろしくお願ひします。

西村会長：ただいま、会長に推薦された西村修と申します。どうぞよろしくお願ひします。

私の専門は水環境でして、松島湾、志津川湾、蒲生干潟、鳥の海、伊豆沼、釜房ダムなど、宮城県の水環境を主なフィールドにして研究を行ってまいりました。したがいまして、水環境には多少の知見を持ち合わせておりますが、本審議会が所掌いたします、自然環境という意味合いで、ごく一部というような専門でもございます。そういう意味で、審議会の会長を仰せつかりまして、多少躊躇するところはございますが、審議会に参加されている、各分野でご活躍されている委員の皆様のお力をお借りして、御意見を頂戴するという、司会調整進行役として役目を果たせればと思っております。宮城県の自然環境保全のために様々な観点から、多くの御意見を頂戴できればと思っております。それでは座らせていただきます。

司会：ありがとうございました。それでは、当審議会条例第6条第1項の規定により、以後の進行につきましては、西村会長にお願いします。

西村会長：規定により議長を務めさせていただきます。はじめに本日の予定ですが、審議会の終了予定は正午までとなっておりますので、委員の皆様の御協力をお願いします。

それでは、議事（2）の副会長の指名、各部会に属すべき委員及び専門委員の指名、各部会の部会長及び代理者の指名を行います。

【西村会長から次のとおり指名が行われた】

副会長

伊藤絹子（第1順位）、益子保（第2順位）

自然環境部会

部会委員（審議会委員から）

伊藤絹子、大越和加、尾形穎徳、小林秀樹、陶山佳久、高階道子、土屋剛
専門委員（知事から専門委員として任命されている者の中から）

太田雅夫、河野裕、藤本泰文

部会長 伊藤絹子、代理者 陶山佳久

温泉部会

部会委員（審議会委員から）

永広昌之，土屋範芳，富岡佳久，益子保，村上英人

専門委員（知事から専門委員として任命されている者の中から）

岩松廣行，佐藤靖祥，高山真，沼倉浩章

部会長 益子保，代理者 永広昌之

指名させていただきましたが、欠席の委員には事務局でご確認をお願いします。

4 報告

西村会長：それでは、次第4の報告に入ります。報告（1）の「特定鳥獣管理計画の改定について」、事務局から報告願います。

事務局：資料2・3により説明

西村会長：ただいま事務局から報告がありましたが、御意見、御質問はありますか。

齊藤（千）委員：宮城教育大学の齊藤です。一遍に4種類の特定計画を説明いただきました。完全にいろんなことを説明するのは難しく、この計画の策定のスケジュールでは、平成29年の2月～3月に諮問答申ということだが、かなりの量になると予想されます。ゆっくり読むには、かなりの時間になります。事前に資料をいただくことになると思いますが、なるべく早くお願ひします。もう一点は、ニホンザルの管理について、管理の目標の立て方が、種によって変わるのは当然です。イノシシについては、農作物の被害額が前を下回るように設定する、ニホンジカであれば頭数という表現になっていますが、ニホンザルについては目標がかなり漠然としているので御検討をお願いします。3番の管理の目標と基本的対策で、中・長期的な目標についてはいいが、計画期間内における目標の内容について、「加害群の特定や加害レベルに応じた群れごとの管理方針を検討するほか、生息環境の管理を行う。」とは既にあるものなので、改定して適用していくものであって、検討するということでは目標とならないと思われる所以、この箇所の記載については検討してほしい。これらのことばは、実際のマニュアルで表現されてくると思います。

西村会長：事務局から何かありますか。

事務局：資料の送付については、早くお手元に届くように努めます。サルについては今はまだ方針で、荒々な内容で検討評価委員会に提示しています。これから加害レベルごとにどのようなことができるのか具体的に表現していったものを次の検討評価委員会に提示し、そこで色々な御意見を頂戴しながらつめていきたいと考えています。

斎藤（千）委員：ありがとうございます。加害レベルの群ごとの管理方針は第10期から入っているものなので、今まだ検討しているというのは、段階としては、かなり遅れています。そういう意味ではしっかり決めていただいて、管理方針のなかで目標を定めるまでに到達していただきたいと思います。

事務局：わかりました。

西村会長：他に何か御意見はありますか。

尾形委員：獣友会の尾形でございます。ニホンジカの管理計画について概要の説明があったが、有害鳥獣駆除を現在行っています。今年の9月に環境省の認定事業の認可をいただき、ありがとうございました。しかしながら、ニホンジカについて生息数が実際どの位いるのか、本当に把握できているのでしょうか。大日本獣友会としては、全国で二箇所にわたって、生息数の実態調査をするために、ドローンを飛ばして、実際の生息数を把握して駆除をするというやり方をしています。宮城県ではそういう計画はありますか。

事務局：現在は、ドローンを使ってということはありませんが、糞塊調査や目撃数の調査を併せて、推計になりますが、生息数を毎年国で実施される補助事業を活用して調査を行い、生息数の把握に努めています。

尾形委員：ありがとうございます。

斎藤（千）委員：ニホンジカの話になりましたので、コメントですが、管理の対象区域という考え方になっていて、増え始めたのは牡鹿半島なので、そこを原住区域として、分布域が広がっている所と分けて、固体密度を管理しようとする考え方だと思います。現在、河川の国の調査の検討委員もしているが、河川沿いが拡大ルートの一つになっています。河川

だけでなく、緑地がずっと続いているような所についても、拡大する箇所になっています。地域という考え方だとかなり荒々なゾーニングになってしまうが、どこからどういうルートを通って進出していくのか、河川などでは、細かなデータが取られていると思うので、そういった調査の資料も取り入れたり、お互いに協力することでより実効性の高いものになると思います。

西村会長：参考にしていただきたいと思います。

斎藤（哲）委員：二ホンザルの関係だが、3の管理の目標と対策のなかで、最後に生息環境の管理を行うとありますが、イメージで良いのでどのようなものを考えているのかお聞かせ願います。

事務局：里山に残った柿の未収穫、農作物などのサルの餌になる誘引物質の除去など、進出しにくいような里山の管理をイメージして考えています。

高階委員：自然環境と共に鳥獣4種類、一緒に豊かに残してほしい。実際山に入つてみると、ホームページであらかじめ調べていればよいが、そうでない場合は、人と動物が直接出会ったりする場合は、看板が一つの目安になります。看板がどこで、どの自治体で出しているものか、どういった基準で立てているのか、教えてください。例えば、蔵王の賽の河原に熊がいるという話は、数年前にでたが、今年は看板がついていました。山から降りてみると、川崎町のあたりで、熊注意、少し行くとサル注意の看板があつたりして、こういう看板を立てる基準があるのであれば、分かりやすく示していただきたいと思います。

事務局：現在、看板の基準はそれぞれの自治体、特に被害情報が集中する市町村ということになります。市町村が実態に応じて設置しています。今年のように、熊の出没が多いと、自治体ごとに、広報活動に力を入れていて、巡回や携帯メールなど色々な方法で周知しています。県としても、各市町村の取り組みを、地方振興事務所を通して周知して、より安全なものにしていきたいと思います。

西村会長：そういう情報は重要ですので、今後ともよろしくお願ひします。

特定鳥獣管理計画の改定について、説明していただきまして、これから具体的な作業に入るところでございます。資料が多岐にわたっていますので、会議の後でも、事務局の方にお問い合わせ下さい。本日の意見等をふまえながら

ら、策定作業をすすめていただきたいと思います。

次に報告（2）に入らせていただきます。それでは、温泉部会に係る処分状況について、土屋範芳委員から御報告をお願いします。

土屋委員：資料4により説明

西村会長：ありがとうございました。ただ今の報告に関しまして、委員の皆様確認されたいことはございますでしょうか。

各委員：なし

西村会長：それでは、質疑を終了させていただきまして、次に進めさせていただきます。
次に（3）その他ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

早坂委員：レッドデータブックについてお伺いします。素晴らしいものを作っていただき活用しています。春先に毎年、野草をスコップで掘っている人をみかけます。同じ方なのかは不明だが、毎年同じ場所で掘っています。送っていただいたデータをみると絶滅危惧Ⅰ類CR+ENであって驚きました。このデータブックはどこに配布しているのでしょうか。また、絶滅危惧種等を発見した場合、一般的の市民はどこに情報を提供すればよいのか。通報するシステムは県では構築されているのか、教えてください。

事務局：レッドデータブックの配布先ですが、関係機関、国、市町村、関係団体等や作成に協力いただいた方、県内の教育機関、小中学校、高校、大学等の研究機関、図書館などにくまなく配布しています。通報体制については、システムになってはいないが、自然保護課に報告いただければ、レッドデータブックの作成に御協力いただいた各先生方にどのようなものか同定等も含め確認・相談し、情報提供いただく等の形で対応します。

早坂委員：一般の方はレッドデータブックを知らないのではないかでしょうか。また、一般の方は分からぬいで（植物を）採っている場合もあるのではないかでしょうか。一度、レッドデータブックについてアンケートすべきだと思います。興味のある方は沢山いるので、植物は一般の方が触れ合うことが多いのだから、せっかく作ったレッドデータブックを有効活用できるようにお願いします。

事務局：レッドデータブックは県の HP で概要について公開しています。県政情報センターにて有償の頒布もしています。また、同時に普及版を作成・配布をしています。広報について、機会を通じて考えていきます。

西村会長：重要なことなので、検討願います。ほかにありますでしょうか。

私がから 1 点。今年 3 月の審議会で、県内の太陽光発電の開発状況の説明がありましたが、現在の状況を事務局から報告願います。

事務局：(県内の太陽光発電について説明)

西村会長：開発状況について危惧していることもあります。太陽光発電も環境のためではありますが、自然環境を考えるとバランスを取った開発が大切です。今後の開発の見込みでは、増えていく状況が想定されます。自然環境に及ぼす影響等についても考えていく必要があるでしょう。この件について、御意見、御質問などありますでしょうか。

斎藤（千）委員：この報告の趣旨だが、今後、県として条例などをつくっていく予定なのでしょうか。それとも、この状況について、委員の皆様から研究・提言などを進めてほしいという投げかけだったのでしょうか。どのような方向にもっていきたいと考えているのですか。

西村会長：これは、私の方で情報提供をお願いした内容でもあります。私の意見でもあるが、自然環境の保全に提言をしていくのが当審議会の目的です。これをどういう風に考えていくか、まずは現状を把握していただき、今後皆様に御意見をお持ちいただければと思っています。かつて、ゴルフ場の開発で宮城県は、先進的な取り組みを行ってきた経緯もあります。このようなものが今後どうなるのか関心をもっていただきたい。ソーラーパネルは環境のためもあるが、背景には固定価格買取制度が基本となっている面もあります。ここでは、情報提供していただいて、委員の皆様に意見を持っていただき、今後御意見が多数集まれば審議会としても提言などもできればと考えています。

斎藤（千）委員：確かにあちこちで、ソーラーパネルを見かけます。戦後の開発の歴史の中で、別の用途で開発されて、あるいは、植林という形で、単一樹種で造林されて、使われなくなっている所を転換活用するならばよいが、広葉樹林を伐採されるのであれば、大きな懸念がもたれます。県で特定計画を策定していくなかで、ニホンジカについて、太陽光発

電の場所が放置されてニホンシカが増えているという状況があります。そういうのも含め色々な問題が起きているということが言えると思います。

西村会長：他に何かありますでしょうか。よろしければ本日の議事は全て終了します。
御協力ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

司会：西村会長ありがとうございました。次第の最後ですが、5のその他に入ります。
事務局何かありますか。

事務局：鳥獣保護管理事業計画策定の今後のスケジュールとして、年内を目処に審議会をもう一度開催させていただきたいと思います。日程調整はあらためて行いますのでよろしくお願いします。

6 閉会

【以上で自然環境保全審議会の一切を終了する】